

令和8年度香川県ホームページバナー広告事業募集要項

1 香川県ホームページの概要

香川県ホームページトップページ URL : <https://www.pref.kagawa.lg.jp/>
月間アクセス数 約4万5千件（令和7年1月から同年12月までの平均）

2 広告事業の内容等

(1) 募集

香川県ホームページにおいて広告を表示する広告代理店 最大5枠分

(2) 広告を表示できる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 表示が可能な広告等

広告の位置、枠数、種類及び規格等については、別添仕様書のとおり。

(4) 募集の条件

- ① 広告の表示に当たっては、県と広告事業に係る契約を締結しなければならない。
- ② 表示する広告の広告主の募集は、応募者が行う。
- ③ 広告の表示は、原則として1か月単位とし、複数月の表示を妨げない。この場合において、広告表示開始日は、原則として広告を表示する月の初日とし、広告表示終了日は、原則として広告を表示する月の最終日とする。ただし、広告表示開始日及び広告表示終了日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日にかかる場合は、県と協議の上決定するものとする。
- ④ 広告は、その内容等について表示前に県の審査を受けなければ表示することができない。また、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。
- ⑤ 表示した広告は、その内容等を原則として月単位で変更することができる。この場合において、変更しようとする広告は、その内容等について変更前に県の審査を受けなければ変更することができない。また、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。
- ⑥ 令和8年4月から広告表示を行うためには、県との広告事業に係る契約締結に先立ち、令和8年3月24日までに広告原稿を提出し、その後、県の審査を受け、承認を受けなければならない。
- ⑦ 上記のほか、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、香川県ホームページ広告事業実施要領、香川県ホームページ広告表示基準等に従うこと。

3 応募資格

- ① 広告代理業務について、3年以上の営業実績を有する者であること。

※法人にあっては、当該業務を法人の目的としていることが商業登記事項証明書により

確認できること。

②香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。

③香川県の県税、法人税（個人にあつては、所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていない者であること。

⑤会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

⑥香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 応募手続

(1) 募集要項等の配布期間及び配布場所

○配布期間： 令和8年3月2日（月）～令和8年3月10日（火）

土曜日、日曜日、休日を除く8:30～12:00、13:00～17:15

○配布場所： 香川県庁本館9階 香川県知事公室広聴広報課広報グループ
高松市番町四丁目1番10号

※なお、募集要項等は県ホームページからも入手できる。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/yosan/koukoku/index.html>)

(2) 申込書等の提出期間及び提出場所

○提出期間： 令和8年3月2日（月）～令和8年3月10日（火）

土曜日、日曜日、休日を除く8:30～12:00、13:00～17:15

○提出場所： 香川県庁本館9階 香川県知事公室広聴広報課広報グループ
高松市番町四丁目1番10号 ※持参又は郵送の場合
kocho@pref.kagawa.lg.jp ※電子メールの場合

○提出物：

①申込書（様式1）

②見積書（様式2）

③予定される広告物の内容及び表示計画書（様式3）

④過去3年以内に広告代理業務を行ったことを証する書類（契約書写等）

⑤商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）（応募者が法人の場合）

（証明年月日が提出日以前3か月以内のもの）

⑥住民票抄本（応募者が個人の場合）

⑦納税証明書（下記のA及びB）

A：香川県税(すべての税目)に滞納のない旨の証明書（香川県指定様式）

（県税事務所、県民センター、中讃税務窓口センターにおいて発行）・・・ 香川県税

(証明年月日が提出日以前3か月以内のもの)

※県税の納税証明書交付請求書は香川県ホームページから入手できる。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei.html>)

※納税証明書の交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要。

B：法人税（応募者が個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書（法人の場合は納税証明書「その3の3」、個人の場合は納税証明書「その3の2」）

（本社・本店の所在地を管轄する税務署において発行）…………… 国税

（証明年月日が提出日以前3か月以内のもの）

※法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書は国税庁のホームページからダウンロードできる。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

※消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書は、免税業者に対しても発行される。

⑧電子契約同意書兼メールアドレス確認書（※電子契約を希望する場合）

⑨その他参考となる書類（会社概要など）

【注】香川県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿中、営業種目「企画・広告・イベント」又は「代理業」に広告代理業務を主たる業務として登録されている者は、上記のうち⑤、⑥及び⑦の書類を省略することができる。

○提出方法：⑤～⑦以外 持参、郵送又は電子メール（期間内必着）

⑤～⑦ 持参又は郵送（期間内必着）

5 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

①応募資格のない者が応募したとき

②所定の日時及び場所に前記4(2)に記載の提出物を提出しないとき

③自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき

④見積書の金額、住所、氏名、若しくは重要な文字が誤脱し、又は認識しがたい見積書を提出したとき

⑤金額を訂正した見積書を提出したとき

⑥正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者が応募したとき

⑦その他、県が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき

6 広告取扱業者の決定

(1) 決定方法

広告内容等が適当であると認められる応募をした者で、かつ、広告料の見積金額が県の定める予定価格を上回るもののうち、見積金額総額※が高額な者から順に、最大5枠分の広告取扱業者を選定する。なお、広告料の見積金額総額が最も高額である者が複数あり、当該応募者の希望する広告枠の合計が5枠を超える場合には、抽選により決定する。

※見積金額総額＝見積金額×希望期間の合計

(2) 結果の発表

応募者に対し文書で通知する。また、決定した広告取扱業者の所在及び名称(広告取扱業者が個人の場合は住所及び氏名)並びに連絡先については、県ホームページにおいて公表する。

7 電子契約の可否

(1) 可とする。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用する。利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を見積書提出時に電子メールにより提出する。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となる。

8 その他

(1) 応募者は、この募集要項、仕様書、香川県広告事業実施要項、香川県広告事業実施基準、香川県ホームページ広告事業実施要領、香川県ホームページ広告表示基準、契約書(案)等を熟読のうえ応募すること。

(2) 契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年3月4日（水）午後5時15分までに4に示した場所に対し文書で行うこと（FAX又は電子メールも可とする。）。 回答は、令和8年3月5日（木）から同月9日までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、4に示した場所において閲覧に供するとともに、香川県ホームページで公開する。

(3) 応募者は、広告取扱業者の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(4) 本応募に要する費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出された書類等は、返却しない。

9 広告事業に関する問合せ先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県知事公室広聴広報課広報グループ

T E L : 087-832-3019

F A X : 087-862-4514

E-mail : kocho@pref.kagawa.lg.jp